

# 家庭用生ごみ堆肥化装置設置補助金

R5.4.1

## **手続きの流れ**

①事前にこの補助金の説明を受けてから、購入する生ごみ処理機(コンポスト等含む)の機種・購入店を決め、そのお店で見積書を作成してもらってください。

(注)この時点では、まだ購入しないでください。

②様式1号、2号と見積書を市役所ごみ処理場建設推進課または支所へ提出してください。(注)申請者の身分証明書が必要になります。

③市が申請書等を受理後、1週間程で補助金決定の可否をご連絡いたします。

(注)この補助金決定の連絡を受けてから購入してください。

④購入後、様式3号(完成届)に領収書、生ごみ処理機の設置写真(カラー印刷可)を添付して、市役所ごみ処理場建設推進課または支所へ提出してください。また、提出時に補助金の請求書を記入していただきます。

⑤様式3号(④の書類)を提出後2~3週間後に申請書記載の金融機関口座に補助金の振込があります。

◇購入先は高山市内に本店のある、市内のお店に限られます。

◇家族を含め市税に滞納のある世帯は申請いただけません。

◇生ごみ処理機設置後5年間、この補助金の目的に反して使用、譲渡、貸付、担保に供することはできません。

◇以前にこの補助金をうけたことのある世帯も申請いただけます(2回目以降の申請も可)。

[書類提出の注意点は裏面へ⇒]

【問合先・提出先】高山市役所 2階 ごみ処理場建設推進課

電話 0577-35-3138

※支所地域にお住まいの方は支所でも可

## 書類提出の注意点

- ① 購入店は高山市内に本店のある、高山市内のお店に限られます。
- ② 申請時に添付する見積書は、購入予定のお店で作成してもらってください。
- ③ 見積書は、購入予定の機種、型番など製品が特定できる内容で作成してもらってください。  
※カタログ等も添付いただけます。
- ④ 申請書(様式第1号)の補助金振込先口座の金融機関名、店名、預金種目、口座番号は正しく記載してください。  
※必ず通帳をご確認ください。
- ⑤ 同上の口座名義欄の名義人(漢字)の上には必ずフリガナ(口座名義カタカナ)を振ってください。
- ⑥ 領収書の日付は、市から補助金決定の連絡後の日付となります。
- ⑦ 領収書の宛名は、申請者の名前としてください。
- ⑧ 領収書の金額は、見積書の金額と同額になります。
- ⑨ 領収書の記載金額が5万円を超える場合は、収入印紙の貼付(割印のあるもの)が必要となります。  
※ただし、但し書き等で消費税額が明記しており、消費税額を差し引いた本体価格が5万円に満たない場合を除く。また、税務署の印紙省略承認を受けている販売店は不要。詳しくは、販売店にお尋ねください。